

令和7年度 関東高等学校バドミントン大会千葉県予選会 要項

- 1 主 催 千葉県高等学校体育連盟 千葉県教育委員会 千葉県バドミントン協会
- 2 主 管 千葉県高等学校体育連盟バドミントン専門部
- 3 趣 旨 技術の向上を図り、併せて相互の親睦を深めるとともに、関東大会の千葉県代表を選抜する。
- 4 期 日 令和7年4月30日(水)・5月2日(金) 9時~
- 5 会 場 4月30日 男子 YohaSアリーナ ~本能に、感動を。~(千葉市中央区弁天4丁目1-2)
女子 JFE体育館(千葉市中央区南町1-3-1) 佐倉市民体育館(佐倉市宮小路町3番地)
5月 2日 男女 四街道総合公園体育館(四街道市和田161番地)
- 6 競技内容 (1) 男女各学校対抗の団体戦をトーナメント戦方式で行う。
(2) 団体の編成は5~7名で第1ダブルス・シングルス・第2ダブルスの順序で行い、2ポイント先取とする。ダブルスとシングルスは兼ねられない。また3位決定戦を行う。
(3) 成績上位の男女各団体4チームは関東大会の千葉県代表とする。
- 7 参加資格 (1) 千葉県高等学校体育連盟加盟校の生徒で、在学する校長の承認を必要とする。
(2) 年令は平成18(2006)年4月2日以降に生まれた者とする。
ただし、同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回に限る。
(3) チーム編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
ただし、同一校に全日制課程と三部制定時制課程が併置され、日常的に全・定合同による部活動として位置づけられ活動している場合は、特例として県内大会に限り混成を認めることがある。
(4) 転校・転籍後6カ月未満の者は参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる)
ただし、一家転住等やむを得ない場合は、千葉県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。
(5) 以下の場合に限り、複数校合同チームを認める。
統廃合対象による合同チーム(ただし、統廃合完了前の2年間に限る)
- 8 参加資格の特例 (1) 上記7の(1)に定める生徒以外で、(2)~(4)の大会参加資格を満たし、且つ千葉県高等学校体育連盟会長が認めた生徒について、
<別途に定める規程>に従い大会参加を認める。
(2) 上記7の(2)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
- <大会参加資格の別途に定める規程>
- <1>学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在学し、千葉県高等学校体育連盟会長に参加を認められた生徒であること。
- <2>以下の条件を具备すること。
- (A) 大会参加を認める条件
- a (公財)全国高等学校体育連盟及び千葉県高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解しそれを尊重すること。
b 参加を希望する専修学校及び各種学校にあたっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、連携校の生徒による混成は認めない。
c 各学校にあたっては、地区予選会及び一次予選会から出場が認められ、関東予選会及び関東大会への出場条件が満たされていること。
d 各学校にあたっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに、適切に行われており活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失すことなく、運営が適切であること。
- (B) 大会参加に際し守るべき条件
- a 大会要項を遵守し、競技種目大会申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
b 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
c 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。
- 9 参加制限 (外国人留学生の扱いは以下のとおりとする) 出場枠を設けている専門部のみ。
- (1) 学校教育法第1条に規定する高校学校に卒業を目的として入学している生徒であること。
(2) 在籍校が千葉県高等学校体育連盟に加盟していること。 (3) 年令は、4月1日現在、19歳未満の者とする。
(4) 短期留学生は除く。 (5) 人数については、専門部ごとの制限を遵守すること。
- 10 表彰 1位~8位までに賞状を授与する。
- 11 申込期日、申込先 令和7年4月24日(木) 各地区主任
- 12 組合会議 令和7年4月25日(金) 13時30分~
- 13 その他 シャトルは2回戦まで、第一種検定合格球を持ち寄りとする。

※個人情報の取り扱いに関して

大会参加に際して提供される個人情報は本大会活動に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。(詳しくは、「千葉県高等学校体育連盟主催大会参加における個人情報及び肖像権に関する取り扱いについて」を参照ください。)